

第三十三回
国会

参議院風水害対策特別委員会会議録第十一号

昭和三十四年十一月十六日(月曜日)午
前十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 稲浦 鹿藏君
重政 庸徳君
田中 一君
小平 芳平君
田上 松衛君

委員

森 八三二君
秋山俊一郎君
井上 清一君
石谷 憲男君
木村篤太郎君
草葉 隆圓君
古池 信三君
小山邦太郎君
斎藤 昇君
西川甚五郎君
山本 米治君
米田 正文君
大倉 精一君
清澤 俊英君
栗山 良夫君
小酒井義男君
藤田藤太郎君
安田 敏雄君

国務大臣

大蔵大臣 佐藤 榮作君
厚生大臣 渡邊 良夫君

政府委員

大蔵政務次官 前田佳都男君
大蔵省主計局長 石原 周夫君

第十七部

風水害対策特別委員会会議録第十一号 昭和三十四年十一月十六日

【参議院】

一

本日の会議に付した案件

○風水害対策に関する件

(公共土木施設及び農林水産施設災害特別法指定基準に関する件)

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年八月及び九月の水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(郡祐一君) これより風水害対策特別委員会を開会いたします。

去る十三日資料として提出されました、公共土木施設及び農林水産施設災害特別法指定基準について政府から説明を聴取いたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) 公共土木施設及び農林水産施設災害特別法の地域指定基準について御説明申し上げます。

公共土木施設及び農林水産施設の災害特別法はすでに災害対策特別委員会において御審議を願っております。

ありますが、これらの特例法の適用地域の指定基準につきましては、予算編成当時から各省において慎重に検討して参りました結果、次のような基本方針に基づいて決定することとし、大略の成案を得ましたので、御報告いたします。

すなわち、基本方針として、今次災害の実情を見まするに、公共土木施設、農林水産施設、公立文教施設、その他各施設ごとに被害の態様及び地域に相当の相違があることにかんがみまして、地域指定基準となる被害程度測定に相当の相違があることにかんがみまして、第一に公共土木施設の復旧につきましても、地方公共団体の税収入と被害額とを比較してその倍率、これをいかにするかという点であります。また農地、農業用施設につきましても、被害農家一戸当たりの被害金額、これを基準にする。また林道につきましても、被災林道の延長当たりの災害復旧工事費、これを基準にいたしました。そして、各施設について実情に即した合理的な尺度をとることとした。またまた被災を受けた地域が特例法の対象からはずれるというようないふことのないよう特に配慮を加え、たとえば公共土木施設の府県工事につきましても単に県単位の適用を行なうことなく、県内の市町村の地域にまで考慮を及ぼして、その地域での被害の程度を測定して府県工事の適用範囲を決定するとか、あるいは長期湛水地域について特別の配慮を加える等の措置をとっております。半面、事業主体である地方公共団体等ごとに見

て、全体として被害の程度の低いものは対象外とするなど、基準適用が乱に流れないよう配慮いたした次第であります。

そこで、その基準の内容について御説明をいたします。お手元に配付してあると思いますが、公共土木施設及び農林水産施設災害特別法指定基準、これでございます。その第一は、公共土木施設について申し上げます。この公共土木施設を府県工事と市町村工事、二つに大別いたしますが、その府県工事分について申し上げますと、当該県の災害復旧事業費、かように申し上げますのは、府県工事及びその府県内の直轄工事、これを合計したものを災害復旧事業費としておりますが、この災害復旧事業費が当該県の標準税収入の〇・五倍をこえる府県について次の方式を採用することにしたのであります。当該県の標準税収入の〇・五倍をこえる府県という基準をとりましたことは、今日施行いたしました府県公共土木等の災害復旧に対する国庫負担法におきましても、この〇・五以下のところにございまして、交付税あるいは特別交付税等をもってその税収入の補てんをするという基本的原則をとっております。従いまして、今次災害におきましても、〇・五というものを一つの標準にとることは適当であらうということ、〇・五倍をこえる府県についてのみ次の方式を採用するのでございまして、この〇・五倍をこえる府県を申し上げますと、ただいままでのところ十六府県になっておりますが、

この十六府県、今から申し上げます府県が落ちることは絶対にございませぬ。しかし、今後さらに調査することによりまして、あるいは一県程度ふえることがあるかも知れませんが、ただいままでのところ明確になっておる府県を一応申し上げます。愛知、岐阜、三重、長野、山梨、新潟、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山、鳥取、島根、徳島、長崎、この十六府県になるわけでありまして、〇・五倍はただいま御説明いたすような考え方でこれを基準としたわけでありまして、そこで、この〇・五倍をこえるたいたい申し上げました十六府県、これにつきましても、混合方式により算定した災害復旧事業費、それをその県内の当該市町村の区域における直轄工事費、府県工事費と市町村の市町村工事費の合算額が当該市町村の標準税収入と県の標準税収入のうち、当該市町村に按分された額との合算額の一倍をこえる市町村の地域、先ほど説明いたしました市町村の地域、先ほど説明いたしました市町村の地域は税収入と事業費の関係が一對一であればこれを法律適用するといふことになっておりますが、今回は〇・五をこえる府県でありまして、ただいま申し上げるような方式で算定をして、そしてその比率が一倍をこえるその市町村の地域内における当該府県工事、これには特例を適用しようといふものでございまして、この意味では、全県、その県内の全部の府県工事を採用するといふわけではございませぬが、今回の災害の特質にかんがみま

して、同一県内でありまして、市町村を基準にしてその市町村が一倍をこえた場合にその市町村内の府県工事、こういうことでございます。同時にまた、長期洪水地域、長期洪水地域と申しますのは、三十ヘクタール以上で、七日以上の洪水地域、これを長期洪水地域と指定いたしますが、この長期洪水地域に該当する市町村内の府県工事ということになるわけでありまして、

また、市町村工事について申し上げますと、当該市町村の災害復旧事業費、これは市町村工事でありまして、これが当該市町村の標準税収入の一倍をこえる市町村の地域、これは当然特例法を適用いたします。ただ、これだけでは十分だと考えますので、これの対一にはならない市町村でありまして、当該市町村の災害復旧事業費が当該市町村の標準税収入の〇・五倍以上になるものであって、混合方式により算定した災害復旧事業費が標準税収入の一倍をこえる市町村の地域、やはり市町村の場合もやはり〇・五というものを一応基準にいたしまして、それより以上で、そうして混合方式によつた場合に一對一になれば、それも特例法の適用地域にする、こういうことであります。長期洪水地域について、これは府県工事と同様にやはり市町村工事につきましても、特例法を適用する考えでございます。

次に、農林水産施設について申し上げます。農地、農業用施設につきまして、市町村の地域について、当該市町村の地域内における農地及び農業用施設の災害復旧事業費の総額を被災農家戸数で除した額、言いかえしますならば、被災一農家当たりの災害復旧事業

費、これが五万円をこえる市町村の地域、いろいろ金額について御議論があると思いますが、今回は、一農家当たり五万円をこえるもの。また長期洪水地域の工事につきましても特例法を適用することにした。また、林道でありまして、林道につきましても、当該市町村の地域内における林道の被害復旧事業費の総額を被災林道の総延長で除した額、言いかえしますと、一メートル当たりということになります。したが、これが四万円をこえる市町村の地域の工事について特例法を適用するという考え方でございます。

そうして、以上の場合におきまして、公共土木施設、農林水産施設のいずれにつきましても、市町村の地域と申しますのは、町村合併が行なわれている今日でございますが、旧市町村の地域による方が有利となる場合には、これによりることができ、新地域だろが、旧市町村地域だろが、それはいずれでもよろしい、とにかく有利な方で計算をしていただくということでございます。

次に、公共土木施設及び農地農業用施設の災害復旧事業以外の災害復旧等についての被害激甚地の指定基準につきましては、まだ全部が最終的に決定したわけではございませんが、その大要について申し上げます。公共土木施設災害復旧事業と、農地農業用施設の災害復旧事業につきましても、すでに御説明申し上げた通り、その事業の性質によりまして、被害激甚地指定の基準が異なっているのと同様、その他の災害復旧事業につきましても、それぞれ事業の性質によりまして、被害及び事業主体の負担能力を勘案して、それぞ

れにふさわしい被害激甚地指定の基準を定めることが適当と考えておるのであります。たとえば公立文庫施設被害復旧事業、災害救助事業、あるいは防衛、これは病気でありますが、防衛関係事業等につきましても、それぞれこれらの事業に要する費用と、当該事業主体である地方団体の財政力との関係において、打撃の大きな場合を被害激甚地として指定することが適当であり、またたとえば社会福祉施設の災害復旧事業あるいは除雪事業、あるいは排水、排土事業、公営住宅災害復旧事業等につきましても、それぞれ府県または市町村の区域等を単位としたしまして、被災を受けた割合や被害の深さというふうな観点からみることにいたしまして、被害激甚地として指定することが適当と考えられますので、このような方針で、それぞれの事業に即し、公正な基準を立てて、適切な結果を得るよう、地域指定を行ないたいと考えている次第でございます。

以上で説明は終わるのでございますが、この際さらに二、三つけ加えて申しておきたいと思つて、今このこの地域指定基準を定めるにあたりまして、ことしの災害の特異性を特に私どもは考えたつもりでございます。多額の人命をそこなつたという問題がございまして、同時にまたいわゆる集中豪雨というところによる被害の甚だしいこと、あるいは長期洪水といたしまして例を見ないような長期間にわたつて水をたたえておる長期洪水自身、工事費に直ちに關係があるとは思いませんけれども、それは同時に今回の災害の特異性でございます。そういう

点を勘案いたしますと、いわゆる全体的に全県を指定するというよりも、この集中豪雨的に見舞われて非常な被害をこうむつた、あるいは長期洪水であるという、こういう特異性を見逃すことなく地域指定の基準を設けて、そうして全国各地にわたつて引き起されたこの災害対策に対して、各県あるいは市町村等に不公平あるいは不公平を引き起さないように、一定の基準のもとに全国をみていく、こういう考え方をいたしたものでございます。

何とぞこれらの点につきましての格別の御理解を賜りまして、御審議賜りますようお願いをいたしておきます。

○委員長(郷祐一君) 以上で大蔵大臣の説明を終わります。ただいまの御説明に対し質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○栗山良夫君 実はこの委員会は、二十五件の法律案の中に明記されております特別の適用指定区域につきましても政令案を出していただく、これが審議を進める第一の要件であるということが確認をされておるわけでありまして、従つておそろく大蔵大臣はそれに基づいて、当委員会の要望にこたえるために御説明に相なつたものと私は承知いたしております。ところが、この委員会が求めた適用地の問題について、ただいま大蔵大臣の御説明で満足し得るかどうかというところになると、別問題であると思つて、その意味で若干お尋ねをしておきたいと思つて、

ただいまの御説明によりまして、公共土木施設の府県工事につきましては、〇・五をこえる府県については十六府県であるということで、名前ま

でもお示しをいただいたのであります。ところがさらにその府県の中でカッコ(カ)にありまして、その倍をこえる市町村の区域、これについて一体的全国的にこの適用を受けます市町村の数というものは幾つあるか、その名前にはつきりもう整つていないのかどうか、こういう点がきつめて不明確であります。以上私は一つの例を申し上げたのでありますが、全部にわたつたときにお示しをいただければ一番しあわせであります。もし何かの事情でお示しがないということであれば、重ねてお尋ねをしなければなりません。ごく概略的に大蔵省の今日までの作業なされた御所信について、伺つておきたいと思つて、

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま栗山委員のお尋ねの点でございますが、大へん事態の審議に役立つことだと思つております。そういう意味で作業をいろいろ進めております。進めておりますが、まだなかなか全地域については、まとまつておらないのでございます。その点をまことに遺憾に存じます。しかし今お手元に配付いたした資料は、公共土木施設特例法地域指定基準該当事というものを、お手元に差し上げておると思つて、これは衆議院の予算委員会に要求をいたしまして、予算委員会に提出をいたした資料でございます。あるいはまたこちらの方に参つておらないかと思つて、事務当局に聞かれますと、お配りしたようだと思つたので、今取り上げたようないやうでございますが、まだお配りしていないやうでございますから、これをお配りいたしました上

で、これについて御説明いたした方が
いいと思います。

ただいま私どもが取りまとめ得たも
のは五県、五つの県につきまして、そ
の五つの県もこれは具体的な名前を申
し上げないで、A、B、C、D、Eと
いう県にいたしておりますが、かよう
にいたしておきますことは、おそらく
各府県とも、自分のところはどうか
ようになっているかということ、非
常に深い関心を持っておられることだ
と思いますし、一応この調査そのもの
にいたしまして、私ども正確は期し
ておりますが、まだ実情を十分把握で
きない部分もございますので、一応お
預かりして、A、B、C、D、Eとい
うような方法で表わしておりますが、
この五つの県だけを早急に取りまとめ
ましたところで申しますと、府県工事
については大体該当事が六七・八割ぐ
らいになるのではないかと、あるいは六
七・九になるか、その辺じゃないだろ
うか、かように考えます。そうして市
町村工事におきましては、これは六
八割ということでございます。まあ大
体これを市町村工事と府県工事を合算
いたしてみますと、金額の相違等があ
るから率が変わって参りますが、大体
率をいたしましては六七・九ぐらいに
なるのじゃないか、これが公共土木に
ついての見方でありまして。

が出るのであります。しかし、これは
いずれこの表をお手元に差し上げまし
た場合にあわせてよく見ていただきた
いのは、その下の欄外に註と書きまし
て、未定部分、これからの増減ある
部分が残っておりますから、その点
を、お配りいたしました上は、一つ十
分御検討いただきたいと思います。た
だいま申し上げるうちに、非常に申し
わけなく、正確な該当事率あるいは
該当地域なりをお示しすることができ
ませんで、非常に残念に思う次第であ
りますが、この点は御了承いただきた
いと思います。こういうことになりま
すと、あるいは重ねてお尋ねがあるの
ではないかと思ひますが、当初、私ど
もが大体予定いたしましたのは六割程
度ではないだろうか、こういうことで
大体の予算を組んだということ、た
びたび御説明いたしておりました。そ
で、ただいま御説明申し上げるよう
に、率がその六割の一割、まあ六六・
七になるとかあるいはものによりまし
ては一割以上、七割をこすとか、こ
ういうことになりまして、予算がそれ
でまかなえるか、こういう問題があろ
うかと思ひますが、今回の予算編成は、
私どもも非常に当初からこの点に苦心
をいたしたのでありまして、と申しま
すのは、この災害対策の臨時国会は早
急に開かなければいかぬ。また予算
も早急に計上いたしまして、地方の
方々に不安のないようにしなければい
けない、こういうことで全地域につ
いての査定終了前に予算を編成いたし
ました。今日もなおまだ締め切りはで
きたが、水が引かないというような地
域がございます。そういうような状態
で、実地調査のおくれている面がござ

います。そこで、本質に計上する分と
さらに予備費に計上する分、あるいは
今後の設計等によりましてさらに債務
負担行為でまかなひ得るような道を開
く。在来、年度当初に予定いたしまし
た予備費のうちから七十億以上も使
つて参りましたが、それでもなおかつた
だいま申し上げるうちに、本質なりあ
るいは予備費なりあるいは債務負担行
為なりというような部分でまかなう、
こういうようなことを実は考えて参
つておりますので、ただいまのところ、
この程度の変更——率をどうかするこ
とによりましては、何とか計画をした
範囲内でこれがまかなえるのではない
か、かように考えております。しか
し、何とかまかなえると申しまして、
その予算の方を先にきめて、その中へ
無理やり工事を押さへ込むつもりで
はないか、こういうような疑問があ
ろうかと思ひますが、そういうような悪
質な考え方は毛頭いたしておりませ
ん。この災害事実はすでに発生いたし
たのでありまして、今日これを減らし
ようもございせんが、またふやしよ
うもございません。今日までの災害そのものに
つきましては、十分事実をそのまゝ認
識をいたしまして、これに対しては基
本的に来年の作付に間に合うように、
また、来年の台風時期までには一応の
格好がつくように、こういうことを実
は念頭に置いて予算を組んでおるわけ
でございます。もちろん本年度内だけ
の予算でただいま申す目標に達成する
とは思ひませんが、もう本年はこの三
月末で終わるのでありますから、引き
続いて通常国会に提案いたします災害
復旧費等によりまして、来年度の四、
五、六、こういうような三カ月内にさ

らに工事を進捗させて、いわゆる作付
にはとにかく何とかして間に合わせ
たい、また、台風襲来前には河川等一
応の形を整えたい、かように実は念願
しておる次第でございます。

○栗山良夫君 私はまだお尋ねしない
ところまでずっと御丁寧に御説明があ
らして、その御意図は、私のこれか
らしようとする質問を若干事前に工合
よく押さえてという御意図ではないか
と思ひます。

そこでもう一度私は最初からお尋ね
いたしますが、先ほどのこの予算を作る
に当たっては、事緊急なことである、罹
災民の不安を一掃するために急いだん
だ、従つてしかるべく承知してくれ
ということでありまして、その点はわれ
われは了いたしました。丁度いたしま
すが、今罹災民が不安を持っております
が、一番根本は何かと申しますと、そ
ういふ意味の不安ではないんです。総
理、大蔵大臣、通商産業大臣、建設大
臣その他閣僚が現地へおいでになつ
て、罹災については国家はできるだけ
の援助をする、二十八年災には絶対
に負けられないような対策を立てる、安心
をしようといふこと、こういうことを
おっしゃつたわけなんです。従いまして災
害を受けた所は、どこも二十八年災を下
回るようなことは絶対にない、場合に
よつてはこれを上回るようなところの国家
の助成が期待し得るものと考へておつた
と思ひます。ところが、実際にふたを
あけてやってみますと、二十
八年災を少し切るんじゃないか、果し
て自分の町は対象にしていただけるの
かどうか、そういうことに對する不安
が出てきておるんです。で、総理以下
あなた方が現地へおいでになつて罹災

民を慰問せられたときは、非常に安心
したわけなんです。不安はそれからと
出てきておるわけなんです。その不安をど
うして解消するかというところは、今日
の一番大きな務めだと私は思ひます。そ
で、そういう筆法からするならば、今
数字のことをお述べになりました、今
六〇％予定しておつたのが一割程度以
上、実際に五割では上げ得るような状
況であるとおっしゃつたのであります
が、この点はここであなただけにおい
で、ならないときでありましたが、各委員
から非常に執拗とまで申して差しつか
えないほどに質問が行なわれまして、
この予算で押さへつけるのか、予算でお
さまらぬ分はどうかするんだというこ
とがしばしば議論せられまして、必ずし
も押さへ切つてしまふんではないといふ
意味のニュアンスのある御答弁があり
ました。ところが、あなたが衆議院の予
算委員会において田中継之進君の質問
に答えて、もし足りないときには第二
の補正をする、とまでははつきりおつ
しやうなかつたけれども、やゝ含みの
ある御答弁があつたわけなんです。従つて
この点では納得をしておると思ひま
す。思ひますが、そういうことをひつ
くめて今罹災民、罹災市町村の責任
者に安心をさせる一番重要な方法は、
ただいま具体的にどの市町村が一体該
当するのかわかることを明示すること
以外にないと思ひます。これを明らかにす
ること以外にないと思ひます。そこで、非
常に困難だと思ひましたが、明
示せられる時期ですね、時期が問題な
わけなんです。具体的に、全部の法案の予
定しております地域を、いつまでに
全部公表できるか、その時期のお約束
が必要であらうと思ひます。特に公共施

地ではなまなまししい状態にあるにわか
わらず、関係府県の理事者はもとより、
県会議員、市会議員、市町村長が陸続
として東京へ上京してきて、まさに陳
情合戦であります。これは、いかに不
安が深刻であるかということを証明し
ているわけです。従って、それぞれ理
事者なり議会議員が災害復旧に一生懸
命に現地で努力しなければならぬ立場
にあるにわかならず、東京まで出てき
て、東京で復興事業をやらなければな
らぬ。こういうまことに変態的な現象
を示しておるわけです。これを解消し
てやるのが政府の責任でないかと私
は思う。もし今おっしゃったように、臨
時国会の次にすぐ通常国会が引き続い
てあるのだから、まあ漸次査定を進め
て発表してもおそくない、こういう大
蔵大臣のお話でありますが、そういう
工合に査定がおくればおくれるほど
、陳情合戦はひっきりなしに続きます
。これをどうして打ち切るかという
ことが一番大切なことであります。で
ありますから、大蔵省としましては、
とにもかくとも、具体的な基準にあげ
られたところの市町村の名前というま
では発表するのだ、あるいは同時発表
ができなければどういう順序で漸次発
表をしていくのだ、七月から災害は
あったわけでありまして、もうすで
に前のものは発表できるはずでありま
すから、そういう工合にしてもう少し
具体的な日程というものを指示しにな
ることが必要ではないか、今大蔵大臣
のおっしゃった程度のばく然としたこ
とでは、これはますます東京で陳情合
戦が始まりますよ。ですからその点を
重ねて伺っておきます。

○政府委員(前田佳都男君) お答え申し上げます。ただいま栗山委員の御指摘の被災地における市町村が非常に不安に襲われておる。一刻も早くその市町村の名前を発表すべきであるという御意見、まことに私も被災地の一人といたしまして全く同じような感じでございます。ただ残念なことに査定がまだ進んでいないのでございまして、査定が終わらないのにその市町村名を発表いたしまして、このままだいかにせん基準と申しますか、そういうもので発表しても困るといふところで、市町村の具体的な名前の発表はいまだに進捗していない状況でございます。ただしかし、弁護するんじやございませんけれども、この指定基準が発表されたもので、これに基づきまして、おおよそ自分のところは該当するかどうかというふうなことの判断はつくと思ふのでございまして、その点はある程度前進しておるといふふうに考えておるわけでございます。しかしながら、ただいまの御指摘のように、この不安は一刻も早く解消するように査定を促進するようにさらに努力をいたしたいと思ひます。

○政府委員(前田佳都男君) その点につきましては、宮崎主計官より御説明をいたします。

○説明員(宮崎仁君) ちょっと数字的な問題でございますので、査定の進捗状況について申し上げます。御承知のように災害復旧事業費の査定は建設省、農林省、運輸省というふうな、それぞれ主務官庁で実施いたすものでございまして、現在までの進捗状況といたしましては、八月に起こりました七号台風、それから八月二十日近く起こりました八月下旬豪雨につきましては、十月中に一応緊急査定というものが終了いたしております。緊急査定と申しますのは、災害復旧工事を早急に着手する必要がございしますものにございまして、災害直後から査定を実施いたすものでございまして、これは県で申しますれば、全体の工事箇所についてやるものではございせんので、大体全体として被害全額の三割程度を至急調査をいたすというやり方をしております。この分は十月末に一応完了いたしまして、十五号台風、伊勢湾台風の分につきましては、十月二十日ごろからやはり緊急査定に入っております。現在ではもう相当の進捗を見ておることと思ひますけれども、この具体的な進捗率が何%程度に行つておるかというところは、私まだつまびらかにいたしておりませんが、相当進んでおることと思ひます。で、三十五年度予算の編成もあることでありますから、なるべく一つ早く査定を了してもらいたいということ、各省督励いたしております。またこのために必要な旅費等の問題もすでにいろいろ手配をいたしておりますので、相当早く確定ができるの

ではないかと考えてはおりますが、いずれにいたしましても、工事箇所が数万件に上るものでございしますから、例年の例から言ひましても、大体この本査定完了というのが十二月末ごろまでかかるというのが実情でございますので、本年度に繰り上げてやるというつもりで、本年度に繰り上げてやるというつもりで、それを繰り上げるというところは、技術的に見てなかなか困難ではないかと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○栗山良夫君 そうすると全部の査定、九月二十六日台風、十五号台風までやりますと、全部の査定が一応完了するのは十二月末、こういうことでございますか。

○説明員(宮崎仁君) そのようになります。今度の特例法の規定で、七月から九月までの災害を合算いたしますと、やはり十五号台風まで全部査定を完了して合計したところでやりますと、基準に該当するかいなかということとは査定できないようになっておりますが、そういう点もございしますので、なるべく早くやつていただきたいと思ひますが、おそろくその程度までかかるのではないかと考えております。

○栗山良夫君 新聞によりますと、何市何町村がおそろく適用地域になるだらうというのを発表しましたが、あの数字というものは一体どこから出ておるのでしょうか。

○説明員(宮崎仁君) 市の数について正確な数字が出たということは私聞いておりませんが、主務官庁の方でございましては、すでに一部査定が、先ほど申し上げましたように済んでおりますので、この査定の状況を見てある程度の推計を加えて、そしてこ

の程度の町は合格するであらうということ、これを推計いたしておると思ひます。しかし推計にいたしてしましても、査定済みというところではございせんから、推計としては出るわけではございせんけれども、これでもって、告示をいたすという段階まで正確にはなっておりません。問題といたしましては、非常に被害の大きいようなところはこれは問題なく入るといふことは大体明らかでございますので、そういうものにつきましては、あるいはその推計の段階で具体的な名前が出ておるのかもしれないけれども、やはり査定確定といふところまで参りませんと、一ぺん発表いたしましたものがあとから失格になるというふうな事態になりますと、これもなかなか重大問題となりますので、私どもとしては、やはり慎重に扱ふべきであると、こういうふうに考えております。

○栗山良夫君 それでは具体的に名前をあげて一つお聞きしますが、今被害甚大なところは間違ひなく入るとおっしゃいました。そういう気持で現地の待っておる。しかも東京における査定の空気というものはどうもはつきりしないといふのに名古屋市がおります。この名古屋市は一体どう取り扱ひになりますか。

○説明員(宮崎仁君) 先ほどの大臣からの被災地の指定基準の発表がございしましたように、府県工事につきましても、市町村の工事につきましても、長期湛水地域といふことで名古屋市のごとく長期にわたつて湛水いたしました地域は、基準に該当するようになっています。ただ長期湛水地域と申しますときのその地域

の範囲でございしますが、これにつきましては、御承知のように名古屋全市が水についたわけではございせん。で、南の方約三分の一くらいの面積が水についたということになっております。これをまあ全市の工事について特例法を適用ということもいかなものであらうと、こういう意見もございまして、今農林省、建設省と長期湛水地域の基準につきまして打ち合わせ中でございます。で、大体本月中、あるいは明日くらいまでかかるかもしれません。明日、二日のうちにその基準を決定いたしまして、この分も特例法がございしますので、政令案をきめたいといふふうに今鋭意折衝中のところであり

ます。

○森八三三君 今の御説明と大臣の御説明とが違ふのじやありませんか。大臣は七日以上、三十ヘクタール以上の湛水地域は市町村の区域を指定するといふことですから、またその内訳を考えると、これは大臣のところで御説明になったことは違ふのじやありませんか。それはどういふことになるのですか。大臣ははつきり市町村を指定いたしますと、これは明確におっしゃつておる。今のあなたの御説明のようにその中でまた考えるなどというところは、大臣は御説明になつておりません。この配付せられた文書を見てもそれは書いていない。そんなにかげんなつた加えた説明はおかしいと思ひます。これはどうですか。これは政務次官言つて下さい、こんなおかしいな……。

○政府委員(前田佳都男君) 本件につきましては、関係の省と目下直接折衝いたしております宮崎主計官にちよつ

と御説明させたいと思いますので御了解願います。

○森八三君 関係の省と打ち合わせじゃないですよ。政府の方針が決定して、私も真剣に審議をしておる委員会に文書をもって明確にお示しなす。その上大臣が明確に説明されたのですよ。この裏話があるというなら裏話を大臣がなされたければ審議の対象になりませんよ、そんなことは。

○政府委員(前田佳都男君) お答えを申し上げます。ただいまお手元にお配りしたこの表でございますが、この表で一方は市町村の地域とし、一方は長期洪水地域ということで分類してあるわけでございます。従いまして、この長期洪水地域と市町村の地域とは必ずしも一致しないという場合があると存じます。

○森八三君 関連質問ですから栗山先生に御迷惑をかけますので、私はこの程度でやめますが、先刻大臣の長期洪水地域の御説明は、七日以上、三十ヘクタール以上の洪水地域の存する市町村を持つ府県は指定をする。それから市町村の場合には、そういう市町村はこの特例法の高率補助を適用する、こう明確にお答えになっておるのです。その説明と今主計官の御説明とは違うのです。もし主計官の説明が正しいというものであれば、大臣はうそをおっしゃったということにならざるを得ないのです。はっきりおっしゃったのです。これは速記録を見ればわかる、おそらく全員そう聞きになったと思います。もし私の聞き違いであれば他の委員の諸君から私の聞き違いを御修正になつてもいいのです。七日以上、三

十ヘクタール以上の洪水地域を持つて市町村を指定する、こう明確におっしゃつておる。その中を大字別に区別いたしますとか区別に区別いたしますとか、そういうことの御説明はなかつたのです。主計官の説明は、栗山委員の質問に対して、名古屋市の場合には南部の方は長期洪水をしておるが、そうでない所はそうではございませんので、それは各省と打ち合わせをしておるということなんです。その説明をさらに援用して参りますと、名古屋市に限りません。その他の地域においても大字別に七日以上、三十ヘクタール以上、そうでない所はやらな

い、そういうことになるわけでございますね。そういうようなことであるとすれば、大臣がそういう説明をなさなければならぬのは審議できませんよ、一体どつちがほんとうですか。

○政府委員(前田佳都男君) お答えを申し上げます。大臣の御説明は、長期洪水地域とは、三十ヘクタール以上の洪水地域であつて、七日間以上洪水の地域の存する市町村ということと原則とする御説明だつたと思つておりました。ただ主計官が御説明をいたしましたのは、この長期洪水地域がその市町村のごく一部であるというやうな例外的な場合のことを考へて主計官が申し上げたわけでございます。

○栗山良夫君 今の点はこれは非常に重要な問題なんですよ。大蔵大臣のおっしゃつたことと、森委員なりわれわれの聞いたこととの間に、また今の政務次官のお答えとの間に食い違いがあると、ずつとあとを引きましてなかなか問題なんですよ。ですから今の速記録をちよつとわれわれ委員会に、

待つておりますからすぐ翻訳して持つてきて見せてもらいたい。大蔵大臣のそのところを。

○委員長(郡祐一君) いかがでございます。この点については現に大蔵政務次官がこの場におりまして、御質疑の模様、また大蔵政務次官が答弁をいたしておりますので、大蔵政務次官から明確に……

○栗山良夫君 大蔵政務次官の今の御答弁じゃだめですよ。さっきの答弁と違ふのですから。今の御答弁は三十ヘクタール以上の洪水をした所で七日以上洪水状態にあつた市町村に適用する、こういふふうに今あなたはおつちやつた。それじゃその言葉は先ほどの森委員の言葉と合つておるわけだ。ところが最初におつちやつたことは違ふのですよ、私の質問に答へられたことは、それだから速記録を調べてみる必要があると思ひます。

○政府委員(前田佳都男君) 長期洪水地域とは、三十ヘクタール以上の地域が七日間以上わたりまして洪水している地域の存する市町村を原則とする、原則とするということが……

○栗山良夫君 それでは名古屋市全部入るわけですか。

○政府委員(前田佳都男君) いや、原則とします。ただその洪水地域が市のごく一部であるというやうな場合は検討中でございますという意味を主計官が申し上げたわけでございます。ただこの問題につきましてはただいま検討中でございます。各省と今折衝の段階でございますので、あるいはここで不確定なことを申し上げても間違つちやいけませんから、速記録を私の方でも調べまして、十分検討の上、

また後日お答えをさせていただきますと思ひます。

○栗山良夫君 ちよつともう一べん私言います。大体今の認識が少し違ふのですよ。名古屋市で七日以上の洪水地域というものは一部分だとおつちやつたのですけれども、区で言へばなるほど四区か五区なんです。ところが名古屋市全体の経済力からいへば、この五区は名古屋市を背負つて立っている基盤なんです、完全な工業地帯なんです。あの五区を除いたら名古屋市工業地帯というものはないのです。名古屋市は富山県だ、富山県から遠慮しろと最初あなたはおつちやつておつたのですが、その富山県によつて来た原因は、あの五区があるから富山県になつておる。これが壊滅しておるときに、一部などという認識でおられるからそういう言葉が出てくる。これを今明確にしておかないとまずいと思ひます。

○田上松衛君 どうも失におかしなことなんです。さっきのお話では、長期洪水地域のいわゆる三十ヘクタール、七日以上のものについて原則とするとおつちやつたけれども、それはあなたのお話で、これをお持ちだろうと思ひます。これを分けて、公共土木施設の中で府県工事と市町村工事に分けて御丁寧に1、2と、こうつけてやつておるわけなんです。さらにその中で長期洪水地域というのが府県工事にあつたので説明の中にあつたわけですが、さっきのお話では、ところがさらにこれは重ねて市町村工事の中の(3)の中にちゃんと説明しまして、「市町村工事について特例法を適用する」と、はつきりここで明示されて、これに

対して大臣がこれは別の解釈だとは言つていないのですよ。明らかにこれを説明しているのに、速記録を調べてみるのが一番いいんじゃないですか。きわめて明確だと思ひます。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて下さい。

○栗山良夫君 そりすると、十二月末になればこの災害の全部の査定を終わつて、そして明確に市町村名を指示することができ、こういうこととあります。しかもこういう基準を発表したから、それぞれの罹災府県、市町村では自分で計算をしてみ、大体その適用になるかならないかという判断がつくから一応まず安心ができるであらう、こういうお話であります。で、私はまあ一応そういうことであらうと思ひますが、その場合に、私もこの委員会でも前回態度をきめてお願ひをいたしましたのは、きょうお示しになった、A、Bの公共土木施設と農林水産関係の施設だけではないのです。あの当時一欄表を全部はお目にかけませんでした。その二、三の例を私は読み上げましたように、今度出ておる二十五の法律案の全部にわたつて今度は適用地域の基準がそれぞれ全部違つておるから、その基準を、政令の要項ですね、これを全部きょうお示しを願ひたい、こういうお願ひをしたわけなんです。ところが、大蔵大臣がただ口頭でもつて、その他の問題については若干のことを説明して退場をせられてしまつた。これは一体どういふことなんですか。この委員会ではとにかく政令

案の骨子というものが提出されない限り、明示されない限りは委員会の審議に應ずるわけにいかない、そういう強い態度すら委員の中にはあるわけですね。そういうのをいろいろまあ調整をして、積極的に政府筋から十三日中に政令案というものは全部にわたって一応まとめる。そうして次の委員会には提出することが出来るから待つてもらいたい——そうすれば、われわれは全力をあげて審議をやりますよ、こういう約束になっておるのです。ところがただいまのところでは、一番肝心の公共、水産関係のものについても、われわれの満足するような内容のものではない。ほんとうの基準でありまして、政令案の内容ではありません。これは政令案の内容でないですよ。ましてや、その他の法案については書きものになったものは何も出ておりません。これではわれわれが大いに審議をしようとして意気込んでおるその氣勢をそがれるような格好になるわけでありまして、審議滞滞の責任はあげて大蔵省にある、この大蔵省の責任を一体どうするか。

○政府委員(前田佳都男君) お答え申し上げます。栗山委員から、ただいま他の激甚地指定のこの基準につきましても、きょう出せというふうなお話でございますけれども、残念ながらきょうはとらえて出す段階までの準備はできておりません。できるだけ御指示を体しまして、極力急ぎまして御趣旨に沿うように努力いたしたいと存じます。

○小酒井義男君 今栗山委員から政令の問題について大蔵省に質問があったのですが、前回私も質問をして、そのときに答弁をされたのは官房長官でありましたから、一つ官房長官に出席をしてもらいたいと思うのです。

○藤田藤太郎君 私も関連なんですよ、今大蔵大臣の御発言を聞いておりますと、ことしの災害の特異性というものを述べられ、そして市町村の対策に不公正を来さないようにする、こういうお話がありました。これは今公共土木、農林、湛水というものの激甚地の発表があった。それにつけて加えて、公文書とか、災害救助法とか、除塩とか、まだ一、二言われたと思います。が、そういうものも激甚地の指定をするのだ、こういうお話がありまして、おろかどうか、それをほつきりしてほしいと思う。それから激甚地の問題が残されておるといふことになりました。ば、こういう市町村が総合的に激甚地の対象になる、こういうものが明らかにならないければ、市町村がものさしができないのじゃないですか。そういう問題はもうどういう工合になるのですか、ちよつと……。

○政府委員(前田佳都男君) ただいま藤田委員御指摘の通り、激甚地指定は、単に公共土木施設、農林水産施設ばかりではございません。除塩事業、公立文教、その他各般にわたりました。そういう関係の政令を出さなければいけないのでございます。その点につきましては、大蔵省といたしまして、大蔵省の立場におきまして極力急いでおりますけれども、残念ながら本日の間には合いませんけれども、極力御趣旨を体して急ぐことにいたしましたと思います。

○藤田藤太郎君 ですから、今問題になっている政令の問題なんです、各法案に対する政令の問題が問題になってくる。こういうものを置き去りにされておつて審議をせよと言つたつて、法律の審議はなかなか進まない。今大蔵省自身の言われることでも、そういう問題が上げられる。なおさら市町村がわからないということになるわけですね。だからその点は、これはやっぱり今お話があったように、明確に政令をいつ出すか、そのお答えを、大蔵省がお作りになるのだから大蔵省がいつするか。努力していくけれどもなかなかできないということじゃあ困るの、いずれ官房長官を呼べばその点は明らかにすると思ひますけれども、大蔵省の心がまえは、やはり総合的に早くこういう問題をやつてもらわなければ困るということになります。

○政府委員(前田佳都男君) 藤田委員の御指摘の通りでございます。その点は極力関係各省とも早くその要点を御説明できるようにいたしたいと思ひます。

○栗山良夫君 私は、この法案を促進する一番重要な点がかかえてしまつておるので、まことに残念だと思ひます。思ひますが、予算委員会もたいてい開かれておまして、責任閣僚の言葉をたまたすということは、本委員会としても時間的に困難な状態にあることを重々認めまして、従ひまして、当委員会の理事会で決定された議事の予定によつて委員会を進行されることについては異議ございませんが、今問題になりました点は、一番重要な点でありますから、委員長理事会におきまして、緊急に政府の責任ある態度というものがここで明らかにせられるように善処されたい。その点を強く要望いたしておきます。

○委員長(郡祐一君) ただいまの御発言に対しては、お話の通り善処いたすことにいたします。

○森八三三君 ただいまの栗山委員の御発言は重要な問題でありますので、委員長で、少なくとも明日までには、要求せられております資料が提出されまうように、それでございませぬというところから、またから回りをすることです。それから、そのことを強く一つ、日限を切つて措置をされるように希望いたします。

なおこの際一つ資料として要求いたしますが、ただいま問題になっております公共土木施設、農林水産施設、災害復旧の特例法の指定基準につきまして、今お示しになっておるものの中に、昭和二十八年のときにこれと同様の施策につきましてとられた具体的な措置はいろいろものであったのか。それと、今ここに大蔵原案として出ておりますものを対比すると、どこがどう変わつてきておるのかという一覧表を一つ明日までに御提示をいただきたい。

○田中一君 資料要求をいたします。二十八年度災のときにあなたの方よりは現地の査定、それからで上がったものに対する査定もむろんしたと思うのです。今回の法律案の内容、中にも仕事が多かつたならば金を返せというふうな条項のついている法律案もございまして、二十八年度災で余つた金、それから支出がでなかつた分、余つた金

というものは、その支出がでなかつた分で国庫に還元したもので、それから仕事の性質上、関連事業にそれを認めて支出したもので、これはあると思ひます。そういうものを全部お出し願ひたいのですよ。というのは、何も今度の災害でもつてあなたの方の査定が甘いか辛いとかいうのではないのです。適所適材に使ひたいと思ひます。そういうわけで二十八年度災には相当そうしたものがあったのじゃないかというふうな気もするわけですね。従つて二十八年度災の、これは決算の方にありますけれども、あなたの方は出来高というものを全部調べておられると思ひますから、ことに今回のこの提出された法律案の中にも、金が余つたならば国庫に返さないといふような法案もございまして、その点は、正確に各省から出ているものとあなたの方がじかに査定したものと合せて資料として御提出願ひたい、こう思ひます。

○委員長(郡祐一君) 本件に關しては、なお資料の提出を待ちまして、御質疑を願ふことにいたします。

○委員長(郡祐一君) これより去る十三日付託された医療機関の復旧に關する特別措置法案について、厚生省より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(内藤隆吉君) ただいま議題となりました昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に關する特別措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案の内容の第一は、公的医療機関に対するものであります。本年

九月の風水害を受けた地域に存する都道府県立、市町村立等の公的医療機関につきまして、その災害復旧費に對し、国がその二分の一の補助を行なうことができるようにいたさんとするものであります。ただし、国民健康保険法により国の補助を受けることができないものに對しましては、現行制度と同様に取扱いしてこの規定の対象外としたしております。

第二の内容は、私的医療機関に對するものであります。本年八月の水害または本年八月及び九月の風水害を受けた地域に存する私的医療機関の災害復旧費につきましては、特別な金融の措置をとることとし、政令で定める金融機関から、他の法令の規定による制限をこえて、かつ、通常よりも有利な条件で、貸付を受けることができるようにするものであります。なお、政令で定める金融機関としては、中小企業金融公庫及び国民金融公庫を予定しておりますが、医療事業の公益性と医療機関復旧の緊要性にかんがみまして、貸付利率、償還期限等についても特別の考慮をいたしたいと考えております。以上の措置によりまして、災害を受けた病院及び診療所につきまして、その災害復旧の促進と円滑化をはからしめようとするものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(郷祐一君) 以上で説明を終わります。

これより厚生省関係の法律案について補足説明を聴取し、質疑を行ないますが、まず各法案の補足説明を一通り

聞きました上、六案を一括して議題とし、質疑を行なうことといたします。

まず社会福祉事業施設の災害復旧費に關する特別措置法案を議題といたします。補足説明を求めます。

○政府委員(高田正巳君) この法律案の内容をいたして申し上げますところ、一口に申し上げますと、施設の種類の二種類がございまして、一つは生活保護法による保護施設の災害復旧の問題でございまして、生活保護法による保護施設の災害復旧費につきましては、都道府県設置の施設は、現行の都道府県二分の一、国二分の一の負担率を、都道府県を三分の一、国三分の二の負担率といたしたい。市町村設置の施設につきましては、現行の市町村四分の一、都道府県四分の一、国二分の一の負担率を、市町村六分の一、都道府県六分の一、国六分の四の負担率といたしたい。日赤、社会福祉法人等の施設は、現行の設置者四分の一、都道府県四分の一以内、国二分の一以内の負担率を、設置者六分の一、都道府県六分の一、国六分の四の負担率といたしたい、こういうことでございまして。

設置主体によって分けて申し上げましたので、御理解をいただくに、かつたかと存じますが、一口に申し上げますと、あらゆる設置主体のものにつきまして、現行は国が二分の一の補助率になっております。あるいは二分の一以内ということになっております。これを今回の災害の実情にかんがみまして、国の補助率を三分の二に引き上げるといふ内容を持ったものでございまして。

この法律の中身の中に、施設の種類の

いまするが、これは児童局長から御説明を申し上げたいと存じます。

○政府委員(大山正君) ただいま議題になっております法案の第二条は児童福祉施設の關係でございまして、私から御説明申し上げます。

その第一項は補助率に關する規定でございまして、これはただいま社会局長から保護施設に關しまして御説明を申し上げました通り、同様に補助率を高めようというものでございまして、一口に申し上げますと、国の補助率が二分の一ないし三分の一でありますのを、激甚地の被害施設に關する限り三分の二に補助率を上げようという規定でございまして。

第二項は児童福祉施設に特有の規定でございまして、平素の場合には児童福祉施設に關しましては、社会福祉法人日赤及び民間法人以外の純粹の個人立につきましては、補助規定がないのでございまして、今回の災害に關しまして、特にそのような個人の児童福祉施設につきましては、國庫補助の道を開くという規定でございまして。

以上、簡単にございまして、本法案の補足説明といたします。

○田中一君 議事進行。これはあなた方聞いておられると思うのですが、権名官房長官が、ここに十一日の日に見えて、そうして十三日一ぱいまで、十三日の朝午前十時委員会が開かれるまでは政令案全部資料として提出いたしますという答弁をしておられるのです。あなた聞いておられると思う。従つて今伺いたいのは、政令案がいつ出るのですか。今説明を聞いておられるものにしてしましても相当政令にまかせたのが多いのです。従つて、事務当局ではいつ出せる

という答弁ができますか、それを伺いたいと思ひます。

○委員長(郷祐一君) 私が、委員長がそれについて補足して申し上げておきます。十一日に権名官房長官が当委員会に出席し、これは各省に伝はつておることではあります。政令案の提示を十三日までにはいたし、審議に支障なきを期するといふ答弁をいたしておりましたので、そのようにしていただければ相ならぬことではあります。厚生省關係について、特にただいま田中理事から発言がありましたから答弁を求めます。

○政府委員(森本潔君) ただいまの政令の問題でございまして、目下折衝中の大蔵省、その他の折衝中というところもございまして確定いたしましたおらぬのでございまして、本日まで提示いたしかねておるわけでございます。

○田中一君 今権名官房長官に來てもらつておりますが、現段階においてまだ確定もしないで折衝中だといふものを、十三日の朝午前十時までに、委員会に支障なき限りに出すと云つた、これは言質ですが、われわれ信用してきているのです。これは従つてもう一度あなたの方に好意ある質問をしますが、いつごろまでに出せるおつもりですか。いつごろまでに当委員会に提出される見込みですか。

○政府委員(森本潔君) 明日程度は出せると思つております。ただいま折衝しておりますので、大体の目録は見当がついておられますけれども、確定したと申しますか、完全に詰がついたという線は出せないでございまして、若干差し控えているのでございまして、

明日あたりには出ると思つております。

○田中一君 今提案されている法律案のみではございません。四つ五つ出ておりますね。これは政令が全部あつた間に合いますか。

○政府委員(森本潔君) 明日とするとありますが、できればもう一日余裕をいただきますれば、あさつてでございまして、あさつてになりますと間違ひなく提出できると思ひます。明日大体提出できる予定でございまして、けれども……

○重政廣徳君 当委員会でも当初から問題になつておるのであります。それは当委員として私はもつともだと思ひます。明後日なんかと言わずに、大蔵省へもつとこの委員会の意向を伝えておきまして、明日に出していただきたい。明後日というよりなことでなしに明日。そうでなければ当委員会の審議の進行状態にも非常に影響する。われわれも非常に困る。今夜徹夜しても明日と御答弁をお願いいたします。

○政府委員(森本潔君) 明日提出できるようにいたしたいと思ひます。

○田中一君 ごらんのように野党がこうして全員出て審議を継続しようとしているのですよ。手党をごらんないで。こういう状態なんです。いいですか。あなた方が今度提出されている法案の骨子というものは政令にあるのです。従つて今権名官房長官ここに來るそうですからよく究明しますけれども、こういう状態では審議ができると思つておりますか。政府内部の問題を三日も四日も待たしておく。あり得ない。私は国民全部に訴えたいと思ひます。この状態をごらんない。従つて今日

は、この審議は官房長官に説明を聞き、法案の審議は進めたい。あな
たの方の政令案が出たら、それこそ
身を入れてゆくりいたしますから、
その点は委員長、しかるべくお取り計
らいをお願いしたい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記を
とめて。

〔速記中止〕
○委員長(郡祐一君) 速記を始めて下
さい。

本案に関してはなお御質疑がある
と存じますが、それは後日に譲ること
といたします。明日は……。それでは
ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕
○委員長(郡祐一君) それでは速記を
つけて下さい。

お聞き及びのように、本日の厚生
関係は明日において審議することに
いたしましたし、また官房長官の出席を
求めております。従いまして理事会で
一応予定いたしました通商産業省関係
並びに農林省関係は、ただいま申し述
べました順序の後に、時間の都合がつか
まされば、各委員諸君のしはば御
力説になりますように審議を促進する
意味でも入って参りたいと思ひます
が、そのような予定で明日は開くこと
にいたしましたと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(郡祐一君) 明十七日は午前
十時より委員会を開会いたすことと
し、本日はこれをもって散会いたしま
す。

午後零時三十分散会

十一月十三日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、昭和三十四年八月の水害又は同
年八月及び九月の水害を受けた
医療機関の復旧に関する特別措置
法案

一、昭和三十四年七月及び八月の水
害又は同年八月及び九月の水害
により被害を受けた公務員等に対
する国家公務員共済組合等の給付
の特例等に関する法律案(衆)

一、昭和三十四年七月及び八月の水
害又は同年八月及び九月の水害
を受けた地域における失業対策事
業に関する特別措置法案(衆)

一、昭和三十四年七月及び八月の水
害又は同年八月及び九月の水害
に関する失業保険特例法案(衆)

一、昭和三十四年七月及び八月の水
害又は同年八月及び九月の水害
による病院及び診療所並びに薬局
の災害の復旧に関する特別措置法
案(衆)

一、昭和三十四年七月及び八月の水
害又は同年八月及び九月の水害
を受けた地方公共団体の起債の特
例等に関する法律案(衆)

昭和三十四年八月の水害又は同年
八月及び九月の水害を受けた医
療機関の復旧に関する特別措置法
案

昭和三十四年八月の水害又は同
年八月及び九月の水害を受けた
医療機関の復旧に関する特別
措置法案
(公的医療機関の災害復旧費につ
いての国の補助)

第一条 国は、昭和三十四年九月の
風水害を受けた政令で定める地域

に存する公的医療機関(医療法(昭
和三十二年法律第二百五号)第三
十一条に規定する公的医療機関を
いう。以下同じ。)の開設者に対し
て、その者が行う当該災害により
被害を受けた当該公的医療機関の
復旧に要する費用について、政令
の定めるところにより、予算の範
囲内において、その二分の一を補
助することができる。ただし、国
民健康保険法(昭和三十三年法律
第百九十二号)第七十四条の規定
による国の補助を受けることがで
きる公的医療機関については、こ
の限りでない。

(私的医療機関の災害復旧資金の
貸付)
第二条 政令で定める金融機関は、
昭和三十四年八月の水害又は同
年八月及び九月の水害を受けた
政令で定める地域に存する私的
医療機関(病院又は診療所であつ
て、国の開設するもの及び公的医
療機関以外のものをいう。)につい
ては、他の法令の規定にかかわら
ず、政令の定めるところにより、
その開設者に対して、その者が行
う当該災害により被害を受けた当
該私的医療機関の復旧に要する資
金を、通常の条件よりも有利な条
件で貸し付けることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

昭和三十四年七月及び八月の水害
又は同年八月及び九月の水害に
より被害を受けた公務員等に対す

る国家公務員共済組合等の給付の
特例等に関する法律案

昭和三十四年七月及び八月の水
害又は同年八月及び九月の水害
により被害を受けた公務員等
に対する国家公務員共済組合等
の給付の特例等に関する法律
(国家公務員共済組合の給付の特
例)

第一条 昭和三十四年七月及び八月
の水害又は同年八月及び九月の水
害(以下「水害等」と総称する。)
を受けた政令で指定する地域(以
下「被害地域」という。)における水
害等により国家公務員共済組合の
組合員若しくはその被扶養者が死
亡した場合又は国家公務員共済組
合の組合員が被害地域にあるその
住居若しくは家財について水害等
により損害を受けた場合について
は、国家公務員共済組合法(昭和
三十三年法律第百二十八号)第七
十条(弔慰金及び家族弔慰金)中
「俸給の一月分」とあるのは「俸給
の二月分」と、「俸給の半月分」と
あるのは「俸給の一月分」と、同法
第七十一条(災害見舞金)中「同表
に定める月数」とあるのは「同表に
定める各月数にそれぞれ三月の範
囲内で運営規則で定める月数を加
えた月数」と読み替えて、それぞ
れ同法第七十条又は第七十一条の
規定を適用する。

(公共企業体共済組合の給付の特
例)
第二条 専売共済組合、国鉄共済組
合若しくは日本電信電話公社共済
組合(以下「公共企業体共済組合」
という。)の組合員若しくはその
被扶養者が被害地域における水
害等により死亡した場合又は公共
企業体共済組合の組合員が被害地
域にあるその住居若しくは家財に
ついて水害等により損害を受けた
場合については、公共企業体職員
等共済組合法(昭和三十一年法律
第百三十四号)第四十二条(弔慰金
及び家族弔慰金)中「俸給の一月
分」とあるのは「俸給の二月分」と、
「俸給の半月分」とあるのは「俸給
の一月分」と、同法第四十三条(災
害見舞金)中「同表に定める各月数
」とあるのは「同表に定める各月数
にそれぞれ三月の範囲内で運営規
則で定める月数を加えた月数」と
読み替えて、それぞれ同法第四十二
条又は第四十三条の規定を適用
する。

例

第三条 市町村職員共済組合の組合
員若しくはその被扶養者が被害地
域における水害等により死亡した
場合又は市町村職員共済組合の組
合員が被害地域にあるその住居若
しくは家財について水害等により
損害を受けた場合については、市
町村職員共済組合法(昭和二十九
年法律第百四号)第五十五条(弔
慰金及び家族弔慰金)中「給料の一
月分」とあるのは「給料の二月分」
と、「給料の半月分」とあるのは「給
料の一月分」と、同法第五十六条
(災害見舞金)中「同表に定める各
月数」とあるのは「同表に定める各
月数にそれぞれ三月の範囲内で規約
で定める月数を加えた月数」と読

み替えて、それぞれ同法第五十五条又は第五十六条の規定を適用する。

(地方公共団体の支給する弔慰金及び災害見舞金)

第四条 地方公共団体は、当該地方公共団体に使用され、かつ、当該地方公共団体から給与を受ける者で次の各号に掲げる者以外のもの(以下「職員」という。)又はその被扶養者が被害地域における水害等により死亡したときは、政令で定めるところにより、職員についてはその給料(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十五条第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与をいう。以下同じ。)の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については職員の給料の半月分に相当する金額の弔慰金を当該職員(その者が死亡したときは、その遺族)に支給するものとする。

一 常時勤務に服しない者

二 臨時に使用される者

三 国家公務員共済組合の組合員である者

四 市町村職員共済組合の組合員である者(市町村職員共済組合法の規定のうち、保健給付、り災給付及び休業給付に関する部分の適用を受けない者を除く。)

2

地方公共団体は、職員で被害地域にあるその住居又は家財について水害等により損害を受けたもの(その者が死亡したときは、その遺族)に対し、政令で定めるところ

ろにより、その給料の金額に、市町村職員共済組合法別表第五に掲げる損害の程度に応じ二月の範囲内で条例で定める月数を乗じて得た金額に相当する額の災害見舞金を支給するものとする。

3 地方公共団体に使用される者で次の各号に掲げるものは、政令で定める者を除き、前三項の規定の適用については、職員とみなす。

一 地方公務員法第二十七条第二項(分限の基準)に規定する休職の処分を受けた者及びこれに準ずる者

二 地方公務員法第二十九条第一項(懲戒)の規定により停職の処分を受けた者

三 前二号に掲げる者を除くほか、法律又は条例で職務に専念する義務を免除された者

4 前三項に規定する職員は、第一項の死亡又は第二項の損害の起因である水害等の発生の際において職員である者に限る。

5 第一項に規定する弔慰金の支給については市町村職員共済組合法第十六条(被扶養者)、同項に規定する弔慰金及び第二項に規定する災害見舞金の支給については同法第二十一条(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)、第二十二条(給付を受けるべき遺族の順位)及び第二十三条第一項(同順位者が二人以上あるときの給付)の規定を準用する。

6 第一項又は第二項の規定により支給された弔慰金又は災害見舞金については、所得税を課さない。

7 国は、第一項又は第二項に規定する弔慰金又は災害見舞金の支給に要する費用の二分の一を負担する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家公務員共済組合、公共企業体共済組合若しくは市町村職員共済組合の組合員(以下本項において「組合員」という。)若しくはその被扶養者が被害地域における水害等により死亡した場合又は組合員が被害地域にあるその住居若しくは家財について水害等により損害を受けた場合につき、この法律の施行前に国家公務員共済組合法第七十条(弔慰金及び家族弔慰金)若しくは第七十一条(災害見舞金)、公共企業体職員等共済組合法第四十二条(弔慰金及び家族弔慰金)若しくは第四十三条(災害見舞金)又は市町村職員共済組合法第五十五条(弔慰金及び家族弔慰金)若しくは第五十六条(災害見舞金)の規定により支給された給付は、それぞれ第一号から第三号までの規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第七十条若しくは第七十一条、公共企業体職員等共済組合法第四十二条若しくは第四十三条又は市町村職員共済組合法第五十五条若しくは第五十六条の規定による給付の内払とみなす。

(この法律の施行前に支給された附加給付に対する措置)

3 国家公務員共済組合又は公共企業体共済組合の組合員が被害地域にあるその住居又は家財について水害等により損害を受けた場合につき、この法律の施行前に国家公務員共済組合法第五十二条(附加給付)又は公共企業体職員等共済組合法第三十一条の二(附加給付)の規定により支給された給付は、それぞれ第一号又は第二号の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第七十一条(災害見舞金)又は公共企業体職員等共済組合法第四十三条(災害見舞金)の規定による給付の内払とみなす。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案

定める算定基準に従い、その全額を補助するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案

（休業の確認）

第三条 次の各号に掲げる者は、当該休業について、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の確認を受けることができる。

一 災害を受けた政令で定める地域にある事業所に被保険者として雇用されている者であつて、当該事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至つたもの

二 事業所に被保険者として雇用されている者であつて、前号の政令で定める地域にある道路、交通機関等が災害を受けたため当該事業所へ通勤することができないことにより休業するに至つたもの

2 前項の確認があつたときは、その者は、法の規定の適用については、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。

3 第一項の確認を受けようとする者は、労働省令で定める期日までに確認の申請をしなければならない。（被保険者資格喪失の確認に関する特例）

第四条 前条第一項の確認があつたときは、その確認による被保険者の資格の喪失については、法第十三条の二第一項の確認があつたものとみなす。

2 前条第一項の確認による被保険者の資格の喪失については、法第十三条の三の規定は、適用しない。（失業に関する特例）

第五条 労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労すること

ができず、かつ、賃金を受けることができない状態にある休業者は、法の規定の適用については、失業しているものとみなす。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに、昭和三十四年八月三十一日から昭和三十五年三月三十一日までの範囲内において政令で定める日（以下「指定期日」という。）までの間に限る。

2 休業者は、当該休業に係る失業保険金の支給を受けるには、法第十六条の規定にかかわらず、別に労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭して失業の認定を受けなければならない。

3 前項の失業の認定は、法の規定の適用については、法第十六条第一項の失業の認定とみなす。

（待期に関する特例）

第六条 前条第二項の規定による失業の認定又は第十條第一項第二号に掲げる者の法第十六条第一項の規定による失業の認定に係る失業保険金については、法第十九条の規定は、適用しない。

（支給方法及び支給期日に関する特例）

第七条 第五条第二項の失業の認定に係る失業保険金の支給方法及び支給期日は、法第二十四条第一項の規定にかかわらず、別に労働省令で定める。

（被保険者資格の取得に関する特例）

第八条 休業者は、指定期日まで、事業の再開により従前の事業所に再び就業し、若しくは従前の事業主の他の事業所に就業するに

至つた場合又は道路、交通機関等の災害復旧により事業所へ再び通勤するに至つた場合は、法の規定の適用については、就業又は通勤の最初の日に当該事業主に雇用されたものとみなす。

2 休業者（前項の規定の適用を受ける者及び指定期日までの間において当該事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、法の規定の適用については、指定期日の翌日に当該事業所に雇用されたものとみなす。

（継続雇用期間の通算等）

第九条 休業者（第三条第二項の規定により離職したものとみなされ、た日まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間が十月以上である者に限る。以下この条において同じ。）が前条の規定により当該事業主に雇用されたものとみなされた日以後引き続き十月以上その事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職した場合、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数に就いては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされ、再離職の日（その日数）を差し引いた日数（その日数が、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数）とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」とする。

第十条 第三条第一項第一号の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、若しくは廃止したことにより、又は当該政令で定める地域にある道路、交通機関等が災害を受けたため事業所へ通勤することができないことにより、当該事業所に被保険者として雇用されている者が離職した場合において、これらの離職した被保険者のうち次の各号に掲げる者が指定期日の翌日までに再び従前の事業主に雇

用されるに至り、かつ、その後引き続き十月以上その事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職したときは、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、当該事業の休止若しくは廃止又は事業所へ通勤することができないことによる離職（以下この条において「事業の休止等による離職」という。）の日（第一号に掲げる者にあつては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた日。以下この条において同じ。）まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間から事業の休止等による離職の際の受給資格（第一号に掲げる者にあつては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた際の受給資格）に基き失業保険金の支給を受けた日数について前条第二項の規定の例により計算した期間を減じて得た期間を、再びその事業主に雇用された日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間に通算する。ただし、事業の休止等による離職の日まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間が十月未満である者については、この限りでない。

一 事業の休止等による離職前の休業について第三条第一項の確認を受けた者

二 事業の休止等による離職について、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の確認を受けた者

用されるに至り、かつ、その後引き続き十月以上その事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職したときは、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、当該事業の休止若しくは廃止又は事業所へ通勤することができないことによる離職（以下この条において「事業の休止等による離職」という。）の日（第一号に掲げる者にあつては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた日。以下この条において同じ。）まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間から事業の休止等による離職の際の受給資格（第一号に掲げる者にあつては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた際の受給資格）に基き失業保険金の支給を受けた日数について前条第二項の規定の例により計算した期間を減じて得た期間を、再びその事業主に雇用された日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間に通算する。ただし、事業の休止等による離職の日まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間が十月未満である者については、この限りでない。

2 第三条第三項の規定は、前項第二号の確認について準用する。

3 第三条第一項第一号の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、若しくは廃止したことにより、又は当該政令で定める地域にある道路、交通機関等が災害を受けたため事業所へ通勤することができないことにより、当該事業所に被保険者として雇用されている者（第一項ただし書に規定する者を除く。）が離職した場合において、これらの離職した被保険者のうち同項各号に掲げるもの（同項の規定の適用を受ける者を除く。）が指定期日の翌日までに再び従前の事業主に雇用されるに至り、かつ、その後引き続きその事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職したときは、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、法第二十条の二第三項中「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数（その日数が、再離職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数）」とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」とする。

（審査の請求等）

第十一条 第三条第一項又は前条第一項第二号の確認に関する処分に

不服のある者は、被保険者の資格の得喪の確認に関する処分に対する不服の例により、審査及び再審査の請求をし、並びに訴訟を提起することができる。

2 法第四十条第二項の規定は前項の審査又は再審査の請求について、法第四十一条の規定は第三条第一項又は前条第一項第二号の確認に関する処分が確定した場合について準用する。

（日雇労働被保険者の待期に関する特例）

第十二条 災害があつた日以後引き続き第三条第一項第一号の政令で定める地域に居住する法第三十八条の五第一項の日雇労働被保険者の当該災害があつた日以後における失業に係る失業保険金については、災害の状況を考慮して、地域ごとに、昭和三十四年八月三十一日から昭和三十五年三月三十一日までの範囲内において政令で定める日までの間は、法第三十八条の九第五項及び第六項の規定を適用しない。

2 前項の失業保険金の支給については、法第三十八条の九第四項の規定にかかわらず、別に労働省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前の被保険者の休業及び離職並びに日雇労働被保険者の失業について適用する。

3 第三条第一項第一号の政令で定める地域にある事業所が災害を受

けたため、やむを得ず、事業を休止し、若しくは廃止したことにより、又は当該政令で定める地域にある道路、交通機関等が災害を受けたため事業所へ通勤することができないことにより、当該事業所に被保険者として雇用されていた者がこの法律の施行前に離職した場合において、その者がその離職前の休業について第三条第一項の確認を受けたときは、当該確認に係る受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の日額は、その離職の際に算定された失業保険金の日額とする。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害（以下単に「水害等」という。）を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）において水害等により被害を受けた病院及び診療所並びに薬局の復旧に關し特別の措置を講じ、もつて被害地域における医療の確保に資することを目的とする。

（公的医療機関に対する国の補助）
第二条 国は、被害地域に存する公的医療機関（医療法（昭和二十三年

法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関をいう。以下同じ。）の開設者に対して、その者が行う水害等により被害を受けた当該公的医療機関の復旧に要する費用について、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、その三分の二を補助することができる。

（私的医療機関及び薬局に対する資金の貸付の特例）

第三条 政令で定める金融機関は、被害地域に存する私的医療機関（医療法第一条に規定する病院及び診療所のうち、国の開設するもの及び公的医療機関以外のものをいう。以下同じ。）又は薬局（薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定する薬局をいう。以下同じ。）の開設者に対して、他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その者が行う水害等により被害を受けた当該私的医療機関又は当該薬局の復旧に要する資金の貸付を行うことができる。

2 前項の規定による貸付金の貸付にあつては、その額は二百万円以内、その利率は年六分五厘以下、その償還期間は据置期間経過後十年以上、その据置期間は貸付の日から起算して二年以上でなければならない。

3 国は、第一項に規定する金融機関に対して、政令で定めるところにより、同項に規定する資金の貸付に必要な資金を貸し付けることができる。

4 前項の規定による国の行う貸付については、国は、通常の条件より

り有利な条件をつけるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律

（起債の特例及び地方債の元利補給）

第一条 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合においては、昭和三十四年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの当該災害のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合
二 当該災害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策、救護土木対策その他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

ものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この条において「被災市町村」という。）が施行す

十年法律第百九十五号)に規定する財政再建団体となつてゐるものが同法第十二条第一項の規定によ

第一九〇号 昭和三十四年十月三十日受理
五号台風被災者救援に關する請願

第二〇三号 昭和三十四年十月三十一日受理
五号台風被災者救援に關する請願

が困難な場合には現金支給の措置を
するよう努力すること、(五)空前の
災害を受けた愛知全域を災害激じん

地域に指定し、これに關する財政措置等を必ず行ふこと等の実現を期せられるとともに、被災者の完全治療と衛生対策、死者に対する弔慰、遺族の生活対策、被災者への見舞金、住宅の復興等についても万全の策を講ぜられたい。また、災害救助法の改正、り災者援護法の制定に關しても最善の努力をせられたいとの請願。

第一九八号 昭和三十四年十月三十日受理

十五号台風被災薬局の復興に關する請願

請願者 名古屋市中区京町二ノ内 沖勤六

紹介議員 草葉 隆圓君

愛知県を襲つた伊勢湾台風の被害は大きく本県薬剤師協会もその属する全會員のほとんどが大小の差こそあれ被害をうけているという惨状であり、これが復興の遅速いかんは、本県民の保健衛生の上に欠くべからざる緊急事でもあるから、被災薬局がすみやかに復興できよう医療団体等救済に關する特別立法等の措置によつて一億円の融資のみを講ぜられたいとの請願。

第二〇〇号 昭和三十四年十月三十日受理

十五号台風被災綿スフ織物工場復興に關する請願

請願者 三重県津市桜橋二宮 崎三郎外十八名

紹介議員 加藤シヅエ君

伊勢湾台風被災の東海地区における綿スフ織物工場の復興を容易ならしめる

ため、災害復旧資金の特別融資等について、(一)中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫から二十億円、その他の金融機関から二十億円計四十億円の資金を融資し、とくに長期、低利(三百万円程度までを六分五厘)とすること、(二)旧債の返済を今後一年間以上くりのべるとともに、この期間の金利を免除すること、(三)所得税または法人税の減免並びに無利子延納の措置を拡大適用すること、(四)事業税、県市民税及び固定資産税の減免並びに無利子延納の措置を講ずること、(五)被災工場の固定資産にかかると、建物機械設備のうち、改良または合理化の復旧をしたものについては、初年度を五割償却できる特別措置を講ずること、(六)昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用に關する法律と同種の立法措置を講ずること等をすみやかに実現せられたいとの請願。

第二〇七号 昭和三十四年十月三十一日受理

十五号台風災害復旧促進に關する請願

請願者 愛知県渥美郡赤羽根町 長 中村万蔵外十七名

紹介議員 杉浦 武雄君

今次の十五号台風は、史上みそりの猛威をふるひ、被害地域は広範囲に及び、その応急措置についても地方団体のみでは、とうてい足りない状況にあるから、すみやかにこれらり災民に対する救済及び復旧の応急措置を講ずるとともに、被害地域の早期復興を図られたいとの請願。

第二五三三号 昭和三十四年十一月二日受理

十五号台風等による災害復旧特別財政措置等の請願

請願者 岐阜県大垣市議会議員 長 上田松治郎

紹介議員 田中 啓一君

中部日本を通過した第六号台風及び第七号台風の災害について漸次復旧の歩を進めているときまた、第十五号台風の東海地方襲来により史上まれにみる大災害をもたらした、数方に及ぶ人的被害をはじめ、公共施設の外住居、店舗、工場、農林産物等に与えた被害はじん大であり、これら施設の復旧は長期にわたる、かつ容易なことではなく市財政ひつ迫の際とてい支弁し得られないから、(一)公共施設に対する国庫助成の特別措置、(二)国庫負担金の早期交付、(三)中小企業金融公庫等の資金わくの拡大及び資材の円滑化、(四)自衛隊災害派遣組織の常設、(五)義捐金の至急全国的募集並びにCAC物資の放出特別措置等について、すみやかにその助成策を講ぜられたいとの請願。

十一月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に係る私立学校の児童、生徒等の授業料の徴収免除に關する補助及び資金の貸付に關する特別措置法案(衆)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に係る私立学校の児童、生徒等の授業料の徴収免除に關する特別措置法案(衆)

業料の徴収免除に關する補助及び資金の貸付に關する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に係る私立学校の児童、生徒等の授業料の徴収免除に關する補助及び資金の貸付に關する特別措置法案

第一条 国は、私立の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(以下「私立学校」といふ)の設置者が、当該私立学校の児童、生徒、学生若しくは幼児(以下「児童、生徒等」といふ)又は当該児童、生徒等の保護者(同法第二十二條第一項に規定する保護者をいふ)若しくはこれに準ずる者が昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害(以下単に「水害等」といふ)を受けた政令で定める地域において水害等により被害を受けた場合において、政令で定める基準に従ひ、同年十月から昭和三十五年三月までの分につき当該児童、生徒等に係る授業料の額の全部又は一部の徴収を免除したときは、政令で定めるところにより、当該私立学校の設置者に対し、当該徴収を免除した授業料の額の四分の三に相当する額を、予算の範囲内において補助することができ、ただし、当該四分の三に相当する額が、政令で定めるところにより、私立学校の種類に応じ児童、生徒等一人当りについて政令で定める額に当該児童、生徒等各

人について免除した額の授業料の全額に対する割合を乗じて算出した額の各学校の設置者ごとの合計額をこえるときは、当該合計額に相当する額を補助する。

2 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第五十九條第三項から第六項までの規定は、前項の規定により補助する場合について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第六項中「役員」とあるのは、学校法人(私立学校法第三條に規定する学校法人をいふ。以下同じ)以外の私立学校の設置者については、「役員又は職員」と読み替へるものとする。

(私立学校振興会の業務の特例)

第二条 私立学校振興会は、私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)第二十二條第一項及び第二項の規定による業務のほか、学校法人(同法附則第十一項に規定する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人を含む)以外の私立学校の設置者で、前条第一項の規定により補助を受けたものに対し、当該補助に係る当該免除した授業料の合計額から当該補助額を差し引いた額の補てんに必要な資金を貸し付けることができる。

2 私立学校振興会法第二十五條及び第二十八條の規定は、前項の規定による貸付について準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。